

【重要】会長候補者選挙

2024年5月18日(土)に開催されます全国大会の前日の理事会において、会長候補者選挙があります。つきましては、会則第8条(会長)の規定(下記)に則り、会長候補者を自薦・他薦を問わず、総会の1カ月前までに事務局に書面、もしくはメールにて、届出をお願い致します。理事ではない会員は他薦のみとなります。

なお、八尋春海会長は2023年度で連続3期の最後の年度となりますので、候補者にはなりません。

日程：

会長選挙公示	2023年12月22日(金)
候補者の届け出締め切り	2024年4月17日(水)
理事会	2024年5月17日(金)
総会	2024年5月18日(土)

記

会則

第3章 役員・役職

第8条

- 1.会長は、本会を代表し、会務を統括し、且つ、総会及び理事会の議長となる。但し、会長は、その指名する者を総会又は理事会の議長とすることができる。
- 2.会長は、その候補者を理事会の選挙によって選出したうえで、総会において選任する。
- 3.理事でない者は、会長となることができない。
- 4.会長候補者は、自薦・他薦を問わず、総会の1ヶ月前までに事務局に対して書面で届出るものとする。
- 5.会長の任期は2年とし、重任を妨げない。但し、会長の任期は、連続3期を越えることができない。なお、理事会は、その選挙の当日において満70歳以上の者を会長候補者として選出することはできない。

以上

事務局長 林裕二